

## 投資情報

# 商務部 加工貿易関連認可の廃止

2016年8月25日、中国商務部は税関総署と連名で公告2016年第45号(以下、“45号公告”と表記)を公布し、9月1日より商務部門による加工貿易業務の関連審査・認可を全国で廃止することを明らかにしました。これにより、これまでの加工貿易契約の審査・認可、加工貿易における保税輸入原材料や部品等または加工完成品の中国国内販売に対する商務主管部門の審査・認可が廃止され、以下の認可証(中国語「批准証」)も発行されないこととなります。

- ・「加工貿易業務批准証」
- ・「オンライン監督管理企業加工貿易業務批准証」(「オンライン監督管理企業」の中国語表現は「聯網監管企業」)
- ・「加工貿易保税輸入材料部品国内販売批准証」
- ・「加工貿易価格不設定設備批准証」(「価格不設定設備」の中国語表現は「不作価設備」)

同時に、保税監督管理区域も、以下批准証の発行を停止します。

- ・「輸出加工区加工貿易業務批准証」
- ・「輸出加工区深加工結転業務批准証」

また、45号公告を受けて、税関総署は2016年10月9日に「45号公告の執行における関連問題の公告」(税関総署2016年第56号、以下“56号公告”と表記)を公布しました。56号公告では、商務主管部門と保税監督管理区域による批准証がない前提で、税関において「加工貿易手帳」(中国語表現は「加工貿易手冊」)とよばれる通関手帳の新規発行や変更手続きにおける変更等が明確化されました。

以下、45号公告の公布の背景、45号公告と56号公告の施行に伴う実務上の主な変更内容について解説します。

### 1. 45号公告の公布の背景

昨今、中国貿易収支は、輸出入ともに大幅に減少しています。これは輸入の4分の1、輸出の3分の1を占める加工貿易業務の落ち込みが大きな原因であると言われています。中国国内の労働賃金の上昇等により中国製造業のコストが上昇し、多くの外商投資製造企業は加工工場を含め、製造拠点をタイやマレーシア等の東南アジア諸国に移転しています。安い労働力などのコストメリットがない現在、加工貿易の持続的成長を如何に促すかという課題に対し、中国当局は融資提供の多様化、社会保険料の企業負担率の引下げ等、多方面に渡り改善策を打出しました。その改善策のひとつが、今回の45号公告による、加工貿易業務に関する商務主管部門等の審査・認可の廃止です。これにより企業の行政手続負担の大幅軽減が予想されます。

2013年に国務院は、広東省において3年間の期間限定で加工貿易業務に関する商務主管部門の審査・認可の廃止の試験導入を試験運用し、その成果、今回45号公告によりその管理モデルを全国展開する運びとなりました。

### 2. 56号公告による税関手続き

加工貿易は、加工業務を委託する海外企業から、原材料や加工用部品の全部または一部、場合により加工用機械設備を、無償または有償で支給されるのが一般的です。この場合の原材料や部品は加工を経て全て輸出されることが想定されますので、海外から支給されたものについては、通常、輸入時に関税や増値税を課税しないという保税扱いが認められますが、そのためには、税関に加工貿易契約の届出を行い、保税扱いを受ける原材料や部品、加工用機械設備の輸入・輸出管理に利用する加工貿易手帳を発行してもらう手続きが必要です。また、加工貿易契約内容に変更が生じた場合は、加工貿易手帳の変更手続も発生します。

45号公告施行以前は、税関で加工貿易手帳を発行してもらうためには、企業は商務主管部門に対して、経営状況及び生産能力の申告を行い、加工貿易契約書を提出し、その審査を受けて「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」(以下、“生産能力証明”と表記)と「加工貿易業務批准証」を発行してもらう必要がありました。

上記の「加工貿易業務批准証」の申請において、事前に申請用のシステムを導入し、そのシステム経由で審査の申請を行います。加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項については、それぞれ申請しなければなりません。結果として、その都度、時間がかかり、企業にとって事務処理の負担が大きいほか、迅速な経営判断ができないとの問題がありました。

45号公告施行後は、商務主管部門からは「生産能力証明」のみの発行を受けることとなり、加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項につき、商務主管部門の審査を受ける必要がなくなりました。

これを受けて、56号公告では、関連取り扱い事項は以下のように変更されました。

#### ■ 加工貿易手帳について

- ① 税関手続において、2016年9月1日～2017年8月31日までを移行期間とする。
- ② 2016年9月1日前に発行された加工貿易手帳は、手帳有効期間内継続使用できる。  
2016年9月1日以降に加工貿易手帳の新規発行を申請する場合、9月1日以降に商務主管部門より発行された「生産能力証明」(以下、“新「生産能力証明」”と表記)を提出する必要がある。なお、商務主管部門の「加工貿易業務批准証」等は不要となる。また、新「生産能力証明」の提出が困難な場合、移行期間内の経過措置として、9月1日以前に発行されたもの(以下、“旧「生産能力証明」”と表記)と共に、商務主管部門による商品リスト(商品コード前4桁を含むもの)を代用できる。
- ③ 移行期間中に加工貿易手帳の変更を申請する際、それは加工品目の増加が原因で商品コード前4桁が変更されたことに起因したものであれば、企業は新「生産能力証明」、または旧「生産能力証明」と商務主管部門による商品リスト(商品コード前4桁を含むもの)を提出する必要があるが、その他の事由による変更においては旧「生産能力証明」を使用できる。
- ④ 保税監督管理区域内の企業では、保税監督管理区域管理委員会が発行する「生産能力証明」をもって加工貿易手帳の新規発行や変更手続を行う。
- ⑤ 加工貿易手帳の有効期限は原則として1年以内とされるが、主管税関の確認を得て、最大2年まで延長することが出来る。また、飛行機や船舶等大型設備の製造に係るものは、実際契約期間をもって加工貿易手帳の有効期限とする。
- ⑥ 電子加工貿易手帳の新規発行や変更も同じ規定による。
- ⑦ 禁止類・制限類商品<sup>1</sup>に係る加工貿易手帳の新規発行や変更を申請する前に、商務部による認可を得る必要がある。

#### ■ 保税材料等の国内販売について

加工貿易に係る輸入原材料や部品、加工製品、作業くず、余剰材料、不良品、副産物、被災保税貨物等が国内販売に際し、商務主管部門による批准証が不要となる。

また、従来通り、税関は国内販売の保税材料等に対して関税・増値税と共に、延滞利息を追徴する。

#### ■ 「生産能力証明」の申請について

「生産能力証明」の申請のため、商務主管部門に経営状況及び生産能力を申告するが、申告内容に、輸入材料等の名称、輸出製品の名称、及びそれぞれのコードが追加された。

また、別途通達により、商務主管部門の管理上の利便性から、「生産能力証明」の有効期限は、従来の発行日より1年間から、翌年の1月31日までに統一された。

### 3. その他

45号公告では、海外企業から無償で支給される加工用設備に関する商務主管部門による批准証の発行、また、深加工(加工半製品等への委託追加加工)に関する保税監督管理区域による批准証の発行を取り止めると規定していますが、56号公告ではそれらに関する加工貿易手帳の新規発行手続等に言及していません。よって、今後このような事象に関連する当局の動向に留意する必要があります。

<sup>1</sup> 禁止類・制限類商品とは、精銅鉱、生皮、衛星テレビ受取設備、精製油等のように、関連規定において企業資質や数量などに対して制限のある商品を指す。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC